

顧問先各位

<ご一読推薦者>

- 経営者
- 経理担当者
- 従業員

初鹿会計事務所(認定経営革新等支援機関)

〒400-0043

山梨県甲府市国母 8 丁目 4 番 40 号

T E L 055-220-6885

F A X 055-220-6887

U R L <http://www.hatsushika-kaikei.com/>

消費税率引き上げに伴う

住宅取得等資金贈与の特例が設けられました

父母や祖父母などが子や孫に住宅取得等資金を贈与した場合、贈与税の非課税措置があります。非課税限度額は、令和 2 年 3 月 31 日までに契約した場合は、省エネ住宅が 1200 万円、それ以外の住宅が 700 万円となり、以後順次引き下げられることになっています。

今回、消費税が 10%に引き上げられるのに伴い、消費税が 10%の家屋を取得する場合には、次のような特例措置が設けられました。

なお、『住宅取得等資金』とは、住宅用の家屋の新築、取得または増改築に充てるための金銭が該当します。

<非課税限度額の特例>

☆ **消費税が 10%**の家屋を新築、取得または増改築した場合

契約年月日	省エネ等住宅	左記以外の住宅
令和元年(2019)4月1日 ~ 令和2年(2020)3月31日	3,000万円	2,500万円
令和2年(2020)4月1日 ~ 令和3年(2021)3月31日	1,500万円	1,000万円
令和3年(2021)4月1日 ~ 令和3年(2021)12月31日	1,200万円	700万円

☆ 贈与を受ける人の要件

- ・ 贈与をした人の直系尊属であること(養子も該当します)
- ・ 贈与を受けた年の 1 月 1 日に 20 歳以上であること
- ・ 贈与を受けた年の所得税の合計所得金額が 2000 万円以下であること
- ・ 贈与を受けた年の翌年 3 月 15 日までに、住宅取得等資金の全額を当てて住宅の新築等を行い、同日までにその住宅に居住すること 等

☆ 家屋の要件

- ・ 登記簿上の床面積が 50 m²以上 240 m²以下の家屋であること 等

上記以外にも、要件及び改正点がございます。

ご不明な点等ございましたら、お気軽に窓口担当者までお問い合わせください。